

日整

# トピック

発行 公益社団法人 日本柔道整復師会  
発行人 伊藤述史  
編集人 山崎邦生

## オンライン請求導入議論を進める一方 療養費を確実に施術管理者へ

### 第23回柔道整復療養費検討専門委員会

#### 公的関与の仕組み概ね賛成

第23回柔道整復療養費検討専門委員会(以下、委員会)が7月14日(木)、午後3時から「日比谷国際ビルコンファレンススクエア」にてオンライン会議により開催された。今回は療養費を施術管理者に確実に支払うため「公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組み、オンライン請求の導入についてのこれまでの議論及び今後の議論の進め方」を議題として進行し、概ね賛成が得られた。

日整からは三橋裕之・長尾淳彦両副会長、伊藤宣人保険部長の3名が施術者代表委員として日本柔整会館から出席した。初めに厚労省側(以下、事務局)から「令和3年8月6日以降議論された内容および今後の議論の進め方を整理する」との会議の趣旨が述べられた後、議論に入った。

まず、三橋委員が「3月24日にも発言したが、オンライン請求の開始を令和8年4月からという

のは無理があり、導入までの間の療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組みを検討することが重要と考えている」と改めて発言した。伊藤委員からも協定と契約という局長通知に基づき実施することが重要とし、事務局から示された今後の議論の進め方について了承する方向である旨を伝えた。

保険者側委員からは、オンライン請求については、社会全体の方向性を

考えれば必然の考え方であり、現状の在り方を大きく変えることになる。プロセス、ルールを明確にして進めていくことを前提に、コスト面でも効果的であるかなどの検討も必要であるとの発言があった。さらに今後検討するに当たっては、現状の現場実態や業務実態の把握が非常に重要であり、最優先課題と考えているとの発言があった。

また、他の保険者側委員は、公的な関与の下にオンライン請求を導入することにについて、事務局から提案がなされているが、保険者としては受け入れ難いものもあり、健保法第87条を逸脱した提案があると考えている。今後、課題を検討するうえでスケジュールを示してほしい。ワーキンググループでは技術的なことを計画的に詰め、検討専門委員会に制度としてどうあるべきかを検討するのが良いと考えるとの発言があった。

審査支払機関の立場で、実務的なことを検討していくワーキングには、国

保も参加させていただくとの発言があり、これまでも発言してきたようにシステム作りは大きな仕事であり、慎重かつ確実に作っていくことが非常に大切である。また、実務を担っている47都道府県の国保連合会とも、要所、要所で合意形成をしながら進めていくことが必要となるので、ある程度時間が必要となる。そのような前提があるうえで、提示された今後の進め方について合意すると

の発言があった。最終的に「今後の議論の進め方」については了承された。次に、オンライン請求導入までの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」について事務局から資料の説明があり、その対応(案)が示され議論に入った。

対応(案)については、1つ目は施術管理者が外部委託できない業務を明確にしてはどうかということ、2つ目は施術管理者が請求代行業務を委託する団体を厚生労働省に事前登録された団体に

限定してはどうかというもの。この対応案について、長尾委員は、(1)の④(次ページの表枠参照)までは対応策ではなく、施術管理者がやるべきことであり、各委員はそのような認識を持つことが必要であると発言。

#### 協定と契約を 遵守すべき

三橋委員から「まずやるべきことは、健保連委員から提案された請求団体を登録するようなことではなく、原点に戻り通知に基づき受領委任協定と契約を遵守すべきである」と断言した。伊藤委員からも、同様に昭和63(次ページに続く)

2面	検討専門委員会 今後の議論の進め方
3面	令和4年度第3回 理事会
4面	第31回日整少年柔道大会トーナメント表

年の協定と個人との状況に立ち戻り、取り扱いをしていくことが必要と発言した。

保険者側委員からは、(1)①、②が課題だと考えている。しかし、オンライン請求が導入されるまでの間、施術管理者に確実に支払いをするには必要だと認識している。また、他の保険者委員からは、療養費が確実に支払われることが重要なことであり、保険者側、施術者側で合意形成をしながら検討していくことが必要となる。さらに、他の保険者側委員からは、(1)についてはオンライン請求を先取りすることにはなるが、保険者が支払基金に振込統合できる仕組みを作ることを前提として、対応(案)には賛成する。(2)については要件を厳しく検討していくことが必要と考えるなどの発言があった。

最後に、座長は事務局に対して、委員からのさまざまな意見、要望を踏まえ、今後の議論のための資料を作成するように依頼した。

### 【今後の議論の進め方】

- 3月24日の専門委員会において、事務局から「令和8年度から、審査支払機関が施術管理者からオンライン請求を受け付け、審査支払機関が施術管理者に療養費を支払う工程表(案)」が示されたところ、保険者側、施術者側ともに、令和8年度の導入は難しいという意見であった。
- 他方で、社会全体や医療分野のデジタルトランスフォーメーションが進められる中で、療養費の施術管理者への確実な支払い、請求代行業者の不正防止、オンライン請求による施術所や保険者の事務の効率化、審査の質の向上等を図るため、柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みとし、オンライン請求を導入することは重要である。
- このため、令和4年度において、施術所のレセコン導入状況等や国保連合会の業務実態等を把握し、オンライン請求における審査支払いの標準的な業務フロー・実務的課題※等について実務者等で検討を行い、それらの検討状況等を踏まえ、引き続き、専門委員会において、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組み、オンライン請求の導入について検討を進めることとする。
- ※ 申請書記載項目、添付資料、記録条件仕様、施術・部位等のコード、施術機関コード、患者署名、チェックマスタ等
- また、オンライン請求導入までに一定の時間を要することから、それまでの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」についても、専門委員会において、引き続き検討する。

### オンライン請求導入までの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」の対応策(案)

対応策(案)	見込まれる効果	課題
(1) 施術管理者が外部委託できない業務を明確化 ・ 受領委任協定・契約を改正し、施術管理者は、以下の業務を外部委託できないことを明確化する。		
① 療養費の支払いを受けること ・ 保険者から療養費の支払いを受ける口座は、施術管理者名義の一つの口座とする。	・ 請求代行業者による不正事例により、療養費が施術管理者に支払われないことが防止される。	・ 保険者の事務負担、振込手数料負担の増
② 支給申請書の返戻の送付を受けること ・ 保険者からの支給申請書の返戻の送付先は、施術管理者の施術所の所在地とする。	・ 施術管理者が知らないまま、請求代行業者により、支給申請書の修正等が行われることが防止される。	・ 保険者の事務負担、郵送料負担の増
③ 支給申請書の作成 ・ 支給申請書は、施術管理者が作成する。	・ 支給申請書の作成や施術録の記載・管理を請求代行業者が行い、施術管理者が知らないまま、不正な請求につながっている場合があると指摘されている中で、施術内容に即した適正な支給申請や施術録の記載・管理が行われるようになることが見込まれる。	・ 施術所の事務負担
④ 施術録の記載・管理 ・ 施術録は、施術管理者及び勤務する柔道整復師が記載し、開設者及び施術管理者が保存する。		
(2) 施術管理者が請求代行業務を委託する団体を厚生労働省に事前登録された団体に限定 ・ 受領委任協定・契約を改正し、請求代行業務を行う団体の登録要件を定めて、施術管理者が請求代行業務を委託する団体を厚生労働省に事前登録された団体(厚生労働省ホームページに掲載)に限定する。 (登録要件(例)) ・ 柔道整復師を主たる構成員とする団体であること ・ 構成員に医療保険の研修・指導を実施していること ・ 構成員に不正・不当な請求を行わせていないこと ・ 定款を定めていること、決算書を公開していること ・ 役員から反社会的勢力が排除されていること等	・ 施術管理者が請求代行業務を委託する団体(請求代行業務を行う団体)について、一定の質の確保が図られる。	・ 請求代行業務を行う団体の登録要件、登録方法、指導方法等の検討 ・ 請求代行業務を行う団体が不足する場合は、保険者の事務負担、振込手数料負担、郵送料負担の増、施術所の事務負担の増 ・ 行政の事務負担の増

# 日整アンダー40トーク(仮称)を発足

## 全都道府県保険部長との連絡会議(オンライン)決定

令和4年度第3回理事会

### 日整社団設立70周年記念事業 来年11月に実施予定

日整は、7月27日(水)午後1時から令和4年度の第3回理事会を日本柔整会館で開催し、将来に向け新たな柔道整復師業界の確立を目的とした「日整アンダー40トーク(仮称)」、「全国各都道府県保険部長との連絡会議(オンライン)」、来年11月「日整社団法人設立70周年記念事業」、などの案件を承認可決した。

#### 会員目線の運営

会議の冒頭、先の通常総会で会長に就任した伊藤史会長は、「総会では大変お世話になり、皆さんに感謝を申し上げます。

す。総会の席上で挨拶をしたときに、これからはしっかりと皆さんと一致団結して、協力しながら進めてまいりたいと申し上げます。特に、変えるべきものは躊躇なく変える、守るべきものはしっかりと守るというスタンスで実行しなければならぬと思っております。



会長就任後、初めての理事会で挨拶する伊藤会長

日整トピックにも書いてあるように、料金改定の抜本的な見直しをします。そして、どんなことがあっても受領委任の制度を堅持します。併せて会員の増

加を含めた組織強化を図ります。

電子請求については、しっかりと皆さんと議論をしながら、情報を公開し、目線を会員に向けた組織運営をしてまいりたいと思っております。今後ともご協力のほどよろしくお願います」と挨拶し、会員目線の施策が組織強化に繋がることが強く示唆した。

#### 主な承認可決事項

「日整アンダー40トーク(仮称)案」は、将来に向け新たな柔道整復業界の確立を目指し、業界を牽引する力になる有能な人材の確保を図るための取り組みである。具体的には、目整各ブロックより40歳以下の柔道整復師を選抜し、今後の日整の業務発展のために意見交換の場を設け、さまざまな意見集約を募り、今後の組織の改革と発展に繋げることを目的としている。

整復師会に所属する部員も恐らく40歳を超えているので、アンダー40だけでなく、50歳以下でオンライン会議というかたちで全国から募る方向で承認された。

「全国各都道府県保険部長との連絡会議(オンライン)案」については、各保険部長等に保険に係る情報が速やかに伝わっていない状況を鑑み、今後は2か月に1度のペースで日整と都道府県柔道整復師会保険部長とオンラインでの会議を行い、

情報提供と情報の共有および都道府県における保険諸問題の速やかな解決を図ることを目的としており、全会一致で承認された。

日整は昭和28年(1953)11月9日に社団法人として設立されて以来、来年(2023)で70周年を迎えるため、その記念事業を来年11月に実施する予定で承認された。

なお、日程や開催場所については、総務部一任で調整することも併せて承認された。

### 日整アンダー40トーク(仮称)

#### 【資格】

日整会員であること(勤務柔道整復師でもよい)

#### 【選出】

全国11ブロックより選出(各ブロック別より1名とする。ブロックの人数によっては2名可)

#### 【開催】

開催は年1回とする(12月を予定)

#### 【方法】

オンライン会議とする

#### 【管轄】

管轄は日整総務部とする

# 第31回日整全国少年柔道大会 トーナメント表

11月20日(日)

